

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に定める書面)

令和2年1月17日

オムロン株式会社

令和 2 年 1 月 17 日

吸収分割株式会社の事前開示事項

京都市下京区塩小路通堀川東入
南不動堂町 801 番地
オムロン株式会社
代表取締役社長 山田 義仁



当社は、オムロンソーシアルソリューションズ株式会社（以下「オムロンソーシアルソリューションズ」）との令和元年12月25日付「吸収分割契約書」（以下「本件契約」）に基づき、令和2年4月1日を効力発生日として、当社の環境事業に関して有する権利義務をオムロンソーシアルソリューションズに承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」）を行うことといたしました。

つきましては、会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条に基づき、下記事項を開示し、当社本店に備え置くものとします。

1. 吸収分割契約（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）

本件契約は、別添の通りです。

2. 本件吸収分割の対価等の相当性に係る事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号）

本件吸収分割に関しては、当社に対して承継会社の株式その他の資産の割当は行われませんが、オムロンソーシアルソリューションズは当社が発行済み株式の全部を有していることから、相当であると判断しております。

3. 剰余金の配当・全部取得条項付種類株式の取得に係る事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）

本件契約において、会社法 758 条第 8 号に掲げる事項についての定めはありません。

4. 吸収分割会社の新株予約権に係る事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

本件契約において、会社法第 758 条第 5 号および第 6 号に掲げる事項についての定めはありません。

5. 吸収分割承継会社に係る事項（会社法施行規則第183条第4号）

吸収分割承継会社であるオムロンソーシアルソリューションズの最終事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日）に係る計算書類等は別添の通りです。

最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とするオムロンソーシアルソリューションズの臨時計算書類等はありません。

オムロンソーシアルソリューションズについて、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。

6. 吸収分割会社に係る事項（会社法施行規則第183条第5号）

当社は、平成31年4月16日開催の取締役会において、オムロンオートモーティブエレクトロニクス株式会社の全株式等を日本電産株式会社またはその子会社に譲渡することを決議し、同日に株式等譲渡契約を締結しました。なお、一部を除き令和元年10月31日に当該譲渡を実行しました。

上記のほかに、最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。

7. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 吸収分割会社である当社の債務の履行の見込みについて

①当社の平成31年3月31日現在の貸借対照表における資産および負債の額は、それぞれ464,405百万円および204,581百万円です。また、平成31年3月31日から現在に至るまでの間に、上記6.のとおり当社の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じておりますが、これらにより生じうる当社の資産の増加額が、これらにより生じうる資産の減少額及び負債の増加額を上回ることが見込まれ、かつ、これらによる変動の他に平成31年3月31日から現在に至るまで当社の資産および負債の額に大きな変動は生じておりません。

本件吸収分割によって当社がオムロンソーシアルソリューションズに承継させる資産および負債の額は、それぞれ17,245百万円および9,223百万円となる見込みです（令和元年9月30日現在）。

以上より、今後本件吸収分割の効力発生日までに生じうる当社の資産および負債の額の変動を考慮しても、本件吸収分割後に見込まれる当社の資産の額は同負債の額を上回ることが見込まれます。

②本件吸収分割後の当社の収益状況およびキャッシュフローの状況について、

当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

③以上のとおりですので、本件吸収分割後における当社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

(2)吸収分割承継会社であるオムロンソーシアルソリューションズが当社から承継する債務の履行の見込みについて

①オムロンソーシアルソリューションズの平成31年3月31日現在の貸借対照表における資産および負債の額は、それぞれ44,993百万円および11,510百万円です。また、平成31年3月31日から現在に至るまでオムロンソーシアルソリューションズの資産および負債の額に大きな変動は生じておりません。

本件吸収分割によって当社がオムロンソーシアルソリューションズに承継させる予定の資産および負債の額は、それぞれ17,245百万円および9,223百万円であり（令和元年9月30日現在）、本件吸収分割後に見込まれるオムロンソーシアルソリューションズの資産の額は同負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

②本件吸収分割後のオムロンソーシアルソリューションズの収益状況およびキャッシュフローの状況について、オムロンソーシアルソリューションズが当社から承継する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

③以上のとおりですので、本件吸収分割後において、オムロンソーシアルソリューションズが当社から承継する債務について履行の見込みがあると判断しております。

8. 事前開示後の変更事項（会社法施行規則第183条第7号）

上記開示事項に変更が生じた場合には、変更後の当該事項について開示いたします。

以上



吸収分割契約書

オムロン株式会社（以下「甲」という）とオムロンソーシアルソリューションズ株式会社（以下「乙」という）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従って、甲の環境事業本部（以下「環境事業本部」という）が担当する環境事業（以下「本件事業」という）に関して有する権利義務を、吸収分割（以下「本件分割」という）の方法により乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第2条（吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所）

本件分割に関わる吸収分割会社たる甲及び吸収分割承継会社たる乙の商号及び住所は次のとおりである。

（1）吸収分割会社（甲）

商号：オムロン株式会社

住所：京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町 801 番地

（2）吸収分割承継会社（乙）

商号：オムロンソーシアルソリューションズ株式会社

住所：東京都港区港南二丁目 3 番 13 号

第3条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、令和2年4月1日とする。ただし、本件分割手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第4条（分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対して本件事業に関する権利義務に代わる金銭等を交付しない。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

乙は、本件分割により本件分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（承継する権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する権利義務は、次のとおりとする。また、承継する権利義務の細目については、本条の定めに従い、甲及び乙が別途協議の上で定めるものとする。

（1）承継する資産・債務

効力発生日前日において存在する、本件事業のみに属する資産・債務で別紙1記載のもの。

（2）承継する雇用契約及び従業員との間の権利義務

本契約の締結日において、環境事業本部を原籍とする従業員に関わる雇用契約並びに甲と当該従業員との間の全ての権利義務。ただし、環境事業本部を原籍とする従業員のうち効力発生日までに雇用契約を承継しないことについて甲乙が別途合意した従業員に関する雇用契約及び当該従業員との間の権利義務は除く。

（3）承継する労働協約

効力発生日前日において、甲とオムロン労働組合との間で締結している労働協約及び

個別労使協定で別紙2記載のもの。ただし、当該別紙において承継しない旨明記されているものを除く。

(4) 承継する契約上の地位

効力発生日前日において有効に存続している、本件事業のみに属する一切の契約上の地位及びこれに基づく権利義務。

(5) 承継する許認可等

効力発生日前日において、本件事業に関して甲が取得している許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上又は許認可機関の判断により承継可能なもの。

2. 前項第1号に基づいて乙が甲から承継する債務については、甲が重疊的にこれを引き受ける。ただし、甲と乙との関係においては、承継する債務の全部を乙が負担するものとする。

第7条 (分割承認株主総会)

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、株主総会において本契約の承認を得ることなく、本件分割を行う。なお、甲の総資産額の算定に関わる算定基準日（会社法施行規則第187条1項）は、令和元年12月31日とする。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定により、株主総会において本契約の承認を得ることなく、本件分割を行う。

第8条 (競業禁止義務)

甲は、本件分割の効力発生後においても、本件事業と競合する事業を行うことができる。

第9条 (善管注意義務)

甲は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって、業務の執行及び財産の管理を行い、甲から乙に承継する権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議の上、これを行う。

第10条 (本契約の変更及び解除)

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産又は経営状況に重要な変更が生じたときは、甲乙の協議の上、本契約の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第11条 (協議事項)

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上決定する。

本契約の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、乙がこれを保有する。

令和元年12月25日

京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地

甲 オムロン株式会社
代表取締役社長 山田 義仁

東京都港区港南二丁目3番13号

乙 オムロンソーシアルソリューションズ株式会社
代表取締役社長 細井 俊

別紙1（第6条第1項第1号関係）

乙が本件分割により甲から承継する資産・債務

1. 現金預金

次の金額を合計した金額の現金預金

ア 環境事業本部に属する前受収益から前払費用を控除した金額

イ 甲の京都事業所、大阪事業所、草津事業所及び東京事業所に係る施設借用保証金のうち環境事業本部に内部的に配賦された金額

2. 不動産

環境事業本部が管理する建物及び構築物。リースを含む。

3. 動産

（1）製品等

環境事業本部が管理する製品、未着製品、製品未検収材料、仕掛品、貯蔵品。

（2）機械装置等

環境事業本部が管理する機械装置、工具器具、建設仮勘定。リースを含む。

4. 有価証券等

（1）環境事業本部が管理する甲所有の株式、出資持分及び出資金

（2）環境事業本部が管理する甲所有の電気、水道、電気通信施設等の施設利用権、施設借用保証金（第1項イに掲げるものを含まない）、施設借用利用金、電話加入権等

5. 債権

環境事業本部に属する受取手形、売掛金、未収入金、前払費用、仮払金その他環境事業本部にかかる債権。ただし、仮払消費税は承継しない。

6. 債務

環境事業本部に属する支払手形、買掛金、未払金、リース取引に係る債務、未払費用、前受金、仮受金、預り金、預り保証金、前受収益、製品保証引当金、退職給付引当金、役員報酬引当金その他環境事業本部にかかる債務。ただし賞与引当金及び従業員の給与にかかる債務及び仮受消費税は承継しない。

7. 繰延税金資産・負債

本契約に基づき承継する資産及び債務にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債。

以上

別紙2（第6条第1項第3号関係）

乙が甲から承継する労働協約

1. 甲とオムロン労働組合との間で締結している労働協約

（1）労働協約の規範的部分

労働協約の規範的部分として労働協約第16条から第21条までの規定及び第24条から第64条までの規定。ただし、次のアからオに掲げる条項については、それぞれに定めるとおり所要の変更を行い又は条項の全部又は一部を削除する。

ア 第27条 「了解事項」の事業所区分を廃止し、終業時刻を17:30に統一する。

イ 第28条 削除する。

ウ 第32条第（2）項 組合への通知・協議に関する条文につき削除する。

エ 第33条第（2）項 組合への通知・協議に関する条文につき削除する。

オ 第46条 賃金の決定に関する組合との協議条項につき削除する。

カ 第49条 組合費のチェックオフ条項につき削除する。

（2）労働協約の規範的部分に対応する「労働協約に関する覚書」

「労働協約に関する覚書」第16条から第21条までの規定及び第24条から第64条までの規定。ただし、次のアからオに掲げる条項については、それぞれに定めるとおり所要の変更を行い又は条項の全部又は一部を削除する。

ア 第27条 「了解事項」の事業所区分を廃止し、終業時刻を17:30に統一する。

イ 第28条 削除する。

ウ 第32条（2）項 組合への通知・協議に関する条文につき削除する。

エ 第33条（2）項 組合との協議に関する条文につき削除する。

オ 第46条 賃金の決定に関する組合との協議条項につき削除する。

カ 第49条 組合費のチェックオフ条項につき削除する。

2. 甲とオムロン労働組合との間で締結している個別労使協定

甲とオムロン労働組合との間で締結している個別労使協定のうち次のアからエに掲げるものを除いたもの

ア 常勤嘱託社員の退職慰労金に関する協定書

イ 協定書（退職金制度改訂に伴う移行に関する協定）

ウ 交替勤務に関する協定書

エ シフト勤務に関する協定書

3. その他

パート料、確定初任給に関する通知

以上



別添

吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

(会社法施行規則第 183 条第 4 号イに掲げる事項)

第 9 期

〔 自 平成 3 0 年 4 月 1 日
至 平成 3 1 年 3 月 3 1 日 〕

事 業 報 告

東京都港区港南二丁目 3 番 1 3 号
オムロンソーシアルソリューションズ株式会社
代表取締役社長 細 井 俊 夫

事業報告

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当社は2018年度において、「収益構造の堅持と成長事業の創出」の方針のもと、中長期的に持続的に成長できる構造を作り込む重要な1年として、既存事業で収益構造を堅持するとともに、成長事業を創出する取り組みを進めてきました。「スマーレ」や「ドライブカルテ」など新商品を市場に投入するとともに、省力化に向けた駅マネジメントサービスやeZPADをはじめとしたキャッシュレスオートメーションなど成長事業の芽も出始めてきました。また、オムロン株式会社からのUPS事業（無停電電源装置）の事業譲受など、体制変更も実施しました。

当事業年度の経済情勢としましては、世界経済は米中貿易摩擦の懸念等もあり、減速感が強まりましたが、当社におきましては、駅務システム事業や交通管制・道路管理システム事業における堅調な設備投資の更新需要に対応して、顧客ニーズを踏まえたソリューション提案活動を実施しました。

この結果、当事業年度の売上高は427億4百万円となりました。また、利益につきましては、経常利益は64億8千4百万円、当期利益は57億3千9百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の特筆すべき設備投資はありません。

(3) 対処すべき課題

2019年度は年度方針を「成長事業体への変革」とし、2020年度VG.2.0のゴール、2021年度以降の2桁成長に向けて、成長を確かなものにする年として取り組んでいきます。

深刻化する労働力不足に端を発する様々な社会課題に対し、それを解決する市場も存在しており、当社にとっては大きなチャンスと捉えています。この環境変化を踏まえ、その社会課題解決の実現に向けて、今年度から新たに社会課題の領域を軸とした4つのドメイン「交通」「エネルギー」「生活サービス」「コミュニティ」を設定しました。また、このドメイン戦略を支えるのが、3つのアーキテクチャー「IoT」「データ」「サービス」(IDS)です。今後、IoT、データ、サービスを標準化・共通化し、ドメイン共通で適用できるよう進めていきます。

当社としてはこのように、2019年度から中期経営計画「VG2.0 ver2」とし、内容をブラッシュアップしました。この4つのドメイン×IDSで進めるソーシャルオートメーション事業で幅広く社会課題を解決していきます。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期
	(平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日)	(平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日)	(平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日)	(平成 30 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日)
売 上 高	32,823	26,639	32,844	42,704
経 常 利 益	1,780	2,786	2,652	6,484
当 期 純 利 益	1,470	2,681	2,245	5,739
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	14,704 円 00 銭	26,808 円 35 銭	22,446 円 47 銭	57,393 円 71 銭
総 資 産	35,520	35,234	37,588	44,993
純 資 産	26,387	27,421	28,306	33,483
1 株 当 たり 純 資 産	263,872 円 90 銭	274,211 円 8 銭	283,058 円 98 銭	334,832 円 29 銭

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はオムロン株式会社であり、同社は当社の株式を 100%保有しております。当社は平成 23 年 4 月 1 日付で、会社法の会社分割の規定にもとづき、親会社の社会システム事業の営業を承継したものであります。

② 親会社との取引

- ・当該取引をするに当たり当社と利害を害さないように留意した事項

親会社との資金貸付の取引の貸付金の利率は貸出期間に応じた市場金利を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しております。

- ・当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断およびその理由

上記取引は当社の社内規定に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており当社の利益を害することはないと当社の取締役は判断しております。

- ・社外取締役を置く場合、取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

重要な子会社は次のとおりであります。

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
オムロンフィールドエンジニアリング株式会社	360 百万円	100.0	電子制御システム機器の保守工事
オムロンソフトウェア株式会社	360 百万円	100.0	ソフトウェアの設計開発

(6) 主要な事業内容

鉄道向けシステム(自動改札機、券売機等)、道路交通向けシステム(交通管制システム)の製造販売等

(7) 主要な営業所等

本 社 お よ び 営 業 拠 点	本 社	(東京都港区)
	大 阪 事 業 所	(大阪府大阪市)
開 発 お よ び 生 産 拠 点	草 津 事 業 所	(滋賀県草津市)

(8) 従業員の状況

	従業員数	前期末比増減	平均年齢
合計または平均	655名	+86名	45歳10カ月

2. 会社の株式に関する事項

発行可能株式総数	200,000株
発行済株式の総数	100,000株
株主数	1名
大株主	

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
オムロン株式会社	100,000株	100.0%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当または主な職業ならびに兼務の状況
* 取締役社長	細 井 俊 夫	代表取締役社長 オムロン株式会社 執行役員常務
非 常 勤 取 締 役	武 村 賢 治	オムロンソフトウェア株式会社 代表取締役社長
非 常 勤 取 締 役	四 方 克 弘	オムロンフィールドエンジニアリング株式会社 代表取締役社長
非 常 勤 取 締 役	日 戸 興 史	オムロン株式会社 取締役 執行役員専務 グローバル戦略本部長
非 常 勤 取 締 役	大 上 高 充	オムロン株式会社 執行役員 グローバル理財本部長
非 常 勤 監 査 役	十 河 太 治	オムロン株式会社 グローバル監査室長

(注) 1. 上記*印は代表取締役であります。

【退任】平成31年3月18日開催の取締役会において、永井浩氏が平成31年3月20日をもって取締役を退任しました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取締役	6 名	81 百万円
監査役	1 名	0 百万円
合 計	7 名	81 百万円

4. 会計監査人の状況

会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

5-1. 内部統制システムの決議事項

当社は、平成 31 年 4 月 18 日開催の取締役会において、業務の適正性を確保するための体制（内部統制システム）の整備について、次のとおり決議いたしました。

(1) オムロンソーシアルソリューションズ株式会社の経営方針

オムロングループの社憲・企業理念を当社においても社憲・企業理念とし実践する。
当社の経営ビジョンは、以下の通りとする。
『世界中の人々が安心・安全・快適に生活できる社会を創造する
～スマート社会の実現～』

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 経営と意思決定に関する基本方針・原則を定めた「経営ルール」を整備し、各事項について権限者が承認し文書で記録する体制を確保する。
- ② 法令および取締役会規程その他の社内規程に基づき、主管部門が決裁書、グループ戦略会議・取締役会議事録等の重要文書を保存・管理する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制（リスクマネジメント体制）

- ① C S R推進部門がリスクマネジメント活動を統括し、必要な規程と実行体制を整備する。
- ② 「オムロングループ統合リスクマネジメントルール」ならびに関連する規程類に基づき、リスク情報の収集、リスクの分析、リスク対策を行い、損失の回避・低減・移転などに努める。
- ③ 危機発生時には、「オムロングループ統合リスクマネジメントルール」および関連する規程類に定められた手順に従い、報告・情報伝達を行い、必要な対応チームを編成する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を採用するとともに取締役を少人数に保ち、取締役会における実質的な

議論を確保し迅速な意思決定を行う。

- ② 取締役会を3ヶ月に1回以上開催する。
- ③ 代表取締役が指定する部門長をメンバーにしたグループ戦略会議を1ヶ月に1回以上開催し、迅速かつ適切な意思決定を行う。
- ④ 当社グループは、オムロングループの基本方針に基づき、適切な統制と意思決定の迅速化を目的として定められた職務分掌と決裁権限に基づいて業務運営を行う。
- ⑤ 当社グループは、オムロングループの中長期の経営計画と整合した中長期経営計画を策定し、当該計画を具体化するため、毎事業年度ごとの経営計画を策定する。

(5) 当社グループの取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

- ① 「オムロングループマネジメントポリシー」および「オムロングループルール」を、当社におけるマネジメントの透明性・公平性・グローバル性を確保し、適切で迅速な意思決定を行う経営基盤とする。
- ② コンプライアンスの推進体制は、当社社長を最高責任者とし、推進責任者を中心に必要な規程と実行体制を整備する。
- ③ 実行体制の一環として、CSR、輸出管理、建設業、安全衛生などの観点から、当社グループの各社にて委員会を設置するなどの体制整備を行う。
- ④ 「オムロングループ倫理行動ルール」を、当社グループのCSR・コンプライアンスに関する行動指針として役員・使用人へ徹底を図る。
- ⑤ オムロングループが設置した通報窓口を当社グループの内部通報窓口とし、必要な規程を整備するとともに、役員・使用人に周知する。

(6) オムロングループの業務の適正を確保するための体制との関係

- ① 当社グループのリスクマネジメント体制及びコンプライアンス体制は、オムロン株式会社の体制・活動方針と整合を図り、連携して実施する。
- ② 当社は少なくとも年に1回、当社グループ所属の子会社から報告をうけるとともに、オムロン株式会社へリスクマネジメントおよびコンプライアンス推進活動の実績報告を行う。
- ③ 当社は、当社グループ所属の子会社の営業成績・財務状況その他重要な事項について、社内規程に基づき、報告を受けるとともに、当社グループの重要な事項についてオムロン株式会社への報告を行う。

(7) 監査役監査の実効性を確保するための体制

① 監査役監査の補助使用人

監査役が必要と認め、その旨を取締役に通知した場合、監査補助業務に必要な知識・能力を備えた使用人を、監査役の補助にあたらせるものとする。この場合、当該使用人は、監査補助業務に関しては監査役の指揮命令に従う。

② 監査役への報告体制

監査役は、取締役会に出席し、取締役会の意思決定の内容を把握する。

監査役はグループ戦略会議で行われた業務報告および決議内容について報告を受ける。

また、当社グループの取締役、監査役および使用人は、当社グループにおける重大な法令・定款違反および不正行為の事実、会社に著しい損害が発生するおそれがある事実等を発見した場合、所定の規定・手順に従い直ちに当社監査役に報告を行う。

当社は、これら報告者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

③ 監査役の職務執行の費用の支払の方針その他監査役監査の実効性を確保する体制

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法 388 条に基づき費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに処理する。

監査役監査にあたっては、オムロン株式会社の内部監査部門とも協力し、監査の客観性と実効性を確保する。

5-2. 内部統制システムの運用状況の開示

(1) コンプライアンスおよびリスクマネジメントに対する取り組みの状況

コンプライアンスおよびリスクマネジメントに関する取り組みでは、「オムロングループ統合リスクマネジメントルール」を当社においても適用しています。取り組みの推進責任者としてリスクマネージャを選任しており、CSR 委員会にてリスクの共有、対応の協議などを行うとともに、当社におけるコンプライアンスの啓発やリスクマネジメント活動を推進しています。

当事業年度においては、①品質問題発生時の迅速な情報共有を目的としたインシデントシステムの定着等リスクマネジメント基盤強化、②企業倫理月間に際してのオムロン株式会社社長、当社社長のトップメッセージの発信、企業倫理カードの配布、内部通報窓口の周知、③社内不正防止・営業コンプライアンス・下請法コンプライアンス・“社会視点”を題材とした各職場でのコンプライアンストークの実施、④CSR ジャーナルの継続的な発刊など、当社におけるコンプライアンス意識の向上、リスクマネジメントの強化に取り組みました。

(2) 業務の適正を確保する取組みの状況

「取締役会規程」に基づき、取締役会は原則毎月 1 回開催しており、適宜臨時に開催または書面によるみなし決議を行っています。社長の権限の範囲内の重要な業務執行の意思決定については、「経営ルール」に基づき迅速・効率的な決裁手続きを行っています。これらに関わる取締役会議事録、決裁書等重要文書や情報は、人事総務部門が保存および管理を行っています。

当社の「経営ルール」については、オムロングループにおける当社の責任および権限を明確化するとともに業務の適正性確保に努めています。

当社の営業成績・財務状況その他の経営上重要な情報については、月次報告等によ

りオムロン株式会社に定期的に報告しました。

(3) 監査役監査の実効性を確保する取り組みの状況

監査役は、取締役会への出席に加え、グループ戦略会議で行われた報告および決定について報告を受けています。その他監査に必要な情報については当社の取締役・使用人および会計監査人へ随時ヒアリングを行い、業務執行に係る意思決定の内容を確認しています。また、監査役は、オムロン株式会社の内部監査部門およびオムロングループの他の監査役との間で定期的に情報共有を行い連携しています。

以上

第 9 期

〔 自 平成 30 年 4 月 1 日
至 平成 31 年 3 月 31 日 〕

計 算 書 類

東京都港区港南二丁目3番13号
オムロンソーシアルソリューションズ株式会社
代表取締役社長 細 井 俊 夫

貸 借 対 照 表

〔平成 31 年 3 月 31 日 現在 〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	32,700	流動負債	11,104
現金及び預金	51	買掛金	6,992
受取手形	678	リース債務(流動)	7
売掛金	17,674	未払金	1,850
製品	2,894	未払費用	312
仕掛品	2,569	未払法人税等	278
原材料	2,090	前受金	103
貯蔵品	7	賞与引当金	885
短期貸付金	6,113	役員賞与引当金	30
未収入金	533	製品保証引当金	602
その他流動資産	90	その他流動負債	44
固定資産	12,293	固定負債	406
有形固定資産	822	株式給付引当金	58
建物	59	役員退職慰労引当金	8
機械装置	400	執行役員退職慰労引当金	16
工具器具備品	347	長期前受収益	322
リース資産	9	その他固定負債	2
その他固定資産	7	負債合計	11,510
無形固定資産	1,825	(純資産の部)	
ソフトウェア	607	株主資本	32,652
のれん	1,201	資本金	5,000
その他無形固定資産	16	資本剰余金	18,730
投資その他の資産	9,646	資本準備金	18,267
投資有価証券	2,252	その他資本剰余金	463
関係会社株式	5,626	利益剰余金	8,922
前払年金費用	222	その他利益剰余金	8,922
施設借用保証金	15	別途積立金	2,867
繰延税金資産	1,367	繰越利益剰余金	6,055
その他投資その他の資産	210	評価・換算差額等	831
貸倒引当金(固定)	△ 46	その他有価証券評価差額金	835
		繰延ヘッジ損益	△ 3
		純資産合計	33,483
資産合計	44,993	負債・純資産合計	44,993

(注)記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 平成 30 年 4 月 1 日 〕
〔 至 平成 31 年 3 月 31 日 〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		42,704
売上原価		28,979
売上総利益		13,726
販売費及び一般管理費		10,776
営業利益		2,950
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,513	
為替差益	14	
その他営業外収益	26	3,552
営業外費用		
支払利息	4	
売上割引	7	
その他営業外費用	7	18
経常利益		6,484
特別利益		
投資有価証券売却益	115	115
特別損失		
固定資産除売却損	19	19
税引前当期純利益		6,581
法人税、住民税及び事業税	829	
法人税等調整額	13	842
当期純利益		5,739

(注)記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

〔自 平成 30 年 4 月 1 日〕
〔至 平成 31 年 3 月 31 日〕

(単位:百万円)

項 目	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成30年4月1日残高	5,000	18,267		18,267	2,134	2,245	4,379	27,646
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				-		△ 1,511	△ 1,511	△ 1,511
当期純利益				-		5,739	5,739	5,739
別途積立金の積立				-	733	△ 733	-	-
企業結合(合併、 会社分割、等)による増加			463	463		315	315	778
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-			-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	463	463	733	3,810	4,543	5,006
平成31年3月31日残高	5,000	18,267	463	18,730	2,867	6,055	8,922	32,652

項 目	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計	
平成30年4月1日残高	660		660	28,306
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			-	△ 1,511
当期純利益			-	5,739
別途積立金の積立			-	-
企業結合(合併、 会社分割、等)による増加			-	778
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	174	△ 3	171	171
事業年度中の変動額合計	174	△ 3	171	5,177
平成31年3月31日残高	835	△ 3	831	33,483

(注)記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - 子会社株式及び
関連会社株式 …… 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの …… 移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法は、先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)によっております。
- (3) 固定資産の減価償却の方法は次のとおりであります。
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - ・ 建物 7 ～ 38 年
 - ・ 機械装置 4 ～ 7 年
 - ・ 工具器具備品 2 ～ 10 年
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - ・ ソフトウェア 3 ～ 5 年
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (4) 繰延資産は、支出時または発生時に全額費用として処理しております。
- (5) 引当金の計上基準は次のとおりであります。
 - ① 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。
 - ② 賞与引当金は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金は、役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - ④ 製品保証引当金は、販売した製品の無償修理費用等の支出に備えるため、過去の実績などを基礎として見積算出額を計上しております。
 - ⑤ 株式給付引当金は、株式交付規定に基づく取締役に対する親会社株式の交付に備えるため、信託が親会社株式を取得した時の株価を乗じた金額を基礎として、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。
 - ⑥ 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額にもとづき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
当事業年度末においては、年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。
 - ⑦ 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- ⑧ 執行役員退職慰労引当金は、執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジ処理を採用しております。

(7) 消費税等については、税抜方式による会計処理を行っております。
ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

(8) 連結納税制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

当事業年度の期首より、『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,899 百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 6,806 百万円
短期金銭債務 4,559 百万円

(3) 期末日満期手形
期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。
なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受 取 手 形 138 百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
売上高 1,099 百万円
仕入高 6,763 百万円
販売費及び一般管理費 1,086 百万円
営業取引以外の取引高 3,489 百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 100,000 株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月21日 定時株主総会	1,511 百万円	15,113 円	平成30年3月31日	平成30年6月22日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和元年6月21日 定時株主総会	1,942 百万円	19,418 円	平成31年3月31日	令和元年6月24日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金及びオムロン株式会社への貸付に限定しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

		貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	※1	51	51	-
(2) 受取手形	※1	678	678	-
(3) 売掛金	※1	17,674	17,674	-
(4) 短期貸付金	※2	6,113	6,113	-
(5) 未収入金	※1	533	533	-
(6) 投資有価証券				
その他有価証券	※3	1,989	1,989	-
(7) 買掛金	※1	(6,992)	(6,992)	-
(8) 未払金	※1	(1,850)	(1,850)	-
(9) リース債務(長期含む)	※4	(10)	(10)	0

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

※1 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

※2 短期貸付金は、親会社であるオムロン株式会社への運用であります。

通常、随時回収が可能なものになっており、きわめて短期の金銭債権と考えられ、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

※3 投資有価証券は、取引所の価格によっております。

※4 リース債務については、元利金の合計額を、事業年度末に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額 262百万円)及び関係会社株式(貸借対照表計上額 5,626 百万円)は、市場性がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産	538 百万円
退職給付引当金	321 百万円
賞与引当金	274 百万円
未確定負債	301 百万円
投資有価証券	81 百万円
減価償却資産	21 百万円
その他	431 百万円
繰延税金資産小計	32 百万円
繰延税金資産合計	1,999 百万円
繰延税金負債	
評価性引当金	△ 85 百万円
繰延税金負債合計	1 百万円
繰延税金資産の純額	1,915 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	375 百万円
退職給付信託	174 百万円
繰延税金負債合計	549 百万円
繰延税金資産の純額	1,367 百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	オムロン株式会社	被所有 直接100%	役員の兼任 製品の購入 資金の貸付 事業譲受	連結納税による法人税等の当社帰属分	134	未収入金	134
				ロイヤリティ等の支払(注)1	544	買掛金	924
				運転資金の貸付(注)2	7,527	短期貸付金	6,113
				利息の受取(注)3	26	未収入金	-
				電子手形債務(注)4	238	未払金	615
				事業譲受(注)5			
				譲受資産計	2,673	-	-
				譲受負債計	194	-	-
				譲受対価	3,760	-	-
				のれん	1,281	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. ロイヤリティの料率については、オムロンブランド価値の当社事業への貢献と、業界水準を参考にして決定しております。
2. 取引金額については、月末の平均残高を記載しております。
3. 貸付金利については、市場金利を勘案して決定しております。
4. 関連当事者および債権者との三者間契約に基づき、関連当事者に対して債務を譲渡しております。なお、電子手形債務の取引金額は、対象期間の毎月末残高の平均を記載しております。
5. 事業譲受については、親会社の方針に基づいて無停電電源装置(UPS)事業を譲受したものであり、第三者機関により算定された公正価値に基づき親会社との交渉の上、決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	オムロンフィールドエンジニアリング株式会社	所有 直接100%	役務の受入 役員の兼任	当社製品の設置及び工事(注)1	2,057	買掛金	747
				配当の受取	3,090	-	
子会社	オムロンソフトウェア株式会社	所有 直接100%	役務の受入 役員の兼任	ソフトウェアの外注(注)1	4,139	買掛金	2,260
				配当の受取	374	-	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品の販売、設置及び工事価格、ソフトウェアの外注価格については、市場価格等を参考に決定しております。

(3) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	オムロンエキスパートリンク株式会社	なし	ファクタリング	ファクタリング(注)1	951	買掛金 未払金	714 2

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. ファクタリングについては、当社の仕入債務に関し、当社、当社の仕入先、オムロンエキスパートリンク株式会社の三者間で基本契約を締結し、ファクタリング方式による決済を行っております。なお、ファクタリングの取引金額については、月末の平均残高を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	334,832 円 29 銭
(2) 1株当たり当期純利益	57,393 円 71 銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(確定拠出年金制度への移行)

当社は、第10期第1四半期に、現行の確定給付年金制度および退職一時金制度について、2019年7月1日以降の積立分(「将来分」)を確定拠出年金制度へ移行することを決定いたしました。

また、2019年6月30日以前分(「過去分」)について、法令で要求される年数にわたり一部を確定拠出年金制度へ移管するとともに、制度改定を行っています。

そのため、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 平成19年2月7日)を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行います。これにより、翌事業年度において、約614百万円の特別損失を計上する予定です。

11. その他の注記

企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

① 対象となった事業およびその事業の内容

事業の名称 オムロン株式会社の電子機器統轄事業部の無停電電源装置(UPS)事業
事業の内容 無停電電源装置(UPS)の販売、開発、保守業務

② 企業結合日

平成30年10月1日

③ 企業結合の法的形式

事業譲渡

④ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

社会システム事業を担う当社は、特に公共施設などで稼働している各種機器の災害時における停電復旧ニーズが高まっていることを受け、安心・安全・快適な社会の実現に向け、顧客に対するより一層幅広い、トータルな価値を提供するためにオムロン株式会社から当該事業を譲り受けました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

独立監査人の監査報告書

令和元年 5 月 24 日

オムロンソーシアルソリューションズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

大西 康弘



指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

池畑 憲二郎



当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、オムロンソーシアルソリューションズ株式会社の平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの第 9 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

私 監査役は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査役は、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和元年5月24日

オムロンソーシアルソリューションズ株式会社

監査役 十河太治 